

藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金交付要綱

制定 令和 7 年 1 0 月 1 0 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長引く物価高騰により運営に影響を受けている市内障がい福祉サービス事業所が安定的かつ継続してサービスを提供できる体制を確保するとともに、価格転嫁による利用者負担の増加を抑制し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持することを目的に、予算の範囲内において助成金を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱に係る用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）に定める事業所のうち市内に所在し別表のいずれかに該当する事業所であって、次のいずれにも該当する事業所をいう。

ア 交付申請時点において現に運営しており、かつ交付決定時点においても継続して運営していること。

イ 令和 7 年度中に藤沢市民に対するサービス提供実績があること。

ウ 藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金を申請しないこと。

エ 藤沢市が業務委託、または指定管理している事業ではないこと。

(2) 定員数 交付申請時点において、指定権者に届け出ている利用定員数をいう。

(交付対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人のうち、市長が適当と認めた者とする。

(1) 事業所を運営する法人であること。

(2) 藤沢市が課税する市税を滞納していないこと。

(交付申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書（様式第 1

号)を市長に提出しなければならない。

2 申請は、1法人につき1回限りとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定したときは、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、交付を決定した場合の通知は、申請者が指定する金融機関の口座への助成金の振込みをもって代えることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定をする場合において、次のとおり指示又は条件を付けるものとする。

(1) この助成金の執行が確認できる帳簿等証拠書類を整備し、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) この助成金の執行について行う調査、指示又は報告の求めがあった場合は、それに協力すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により助成を行うことを決定したときは、交付を決定した日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金決定取消通知書(様式第3号)により、当該取消しに係る交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、不交付決定の取消しを行ったときは、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金交付決定取消通知書(様式第3号)及び藤沢市障がい福

祉サービス事業所物価高騰対応助成金決定通知書（再交付）（様式第４号）により、当該取消しに係る不交付対象者に通知するものとする。ただし、交付を決定した場合の通知は、申請者が指定する金融機関の口座への助成金の振込みをもって代えることができるものとする。

（助成金の返還）

第８条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成金の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（助成額）

第９条 助成額は、別表の事業種別欄に定める事業所ごとに、同表の利用定員数欄に定める区分に応じ、同表の算定単位、助成金の月額欄の金額、運営月数を乗じた額とする。

２ 別表の事業種別について同一事業所番号で複数に該当する場合は、当該種別のうちいずれか一つを助成金の交付対象者が選択し、適用する。

３ 助成額は、令和７年７月から９月までの運営月数をもって積算する。ただし、月の途中において開始又は終了する場合は当該期間に算入しない。

４ 法に基づく指定取消等の処分を受けている事業所等については、当該処分期間中を運営月に含めないものとする。

（利用者への還元）

第１０条 この助成金の交付を受けた者は、助成の趣旨に従い、利用者及び市内製造、販売事業者への経済的還元に努めるものとする。

（規則の適用）

第１１条 この要綱に定めのない事項について、藤沢市補助金交付規則（昭和３５年藤沢市規則第１１号）第１１条及び第１２条の規定を適用する。

（委任）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る助成金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第9条関係）

事業種別	利用定員数	算定単位	助成金の月額
共同生活援助、施設入所支援、短期入所、宿泊型自立訓練		利用者定員1人 当たり	3,000円
自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援	20人以上	1事業所当たり	23,000円
	20人未満	1事業所当たり	14,000円

（備考）

- 1 同一事業所番号で複数の事業種別を有する場合は、いずれか一つを選択する。
- 2 事業所の空床を用いて実施している短期入所については、助成の対象としない。